

平成31年第1回秩父別町議会定例会会議録 目次

第1日目 平成31年 3月 7日(木)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第6号	平成30年度秩父別町一般会計補正予算(第8号)について	5
6	議案第7号	平成30年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	16
7	議案第8号	平成30年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	17
8	議案第9号	平成30年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	17
9	議案第10号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	18
10	議案第11号	秩父別町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例の設定について	19
11	議案第12号	平成31年度秩父別町一般会計予算について	19
12	議案第13号	平成31年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	19
13	議案第14号	平成31年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	19
14	議案第15号	平成31年度秩父別町介護保険特別会計予算について	19
15	議案第16号	平成31年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について	19
16	議案第17号	平成31年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	19
		平成31年度秩父別町予算編成方針	別掲

## 平成31年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 平成31年 3月 7日（木曜日）  
開催場所 秩父別町議会議場  
開催時刻 3月 7日 午前10時03分

### 出席議員（9名）

9番	土井 享 君	8番	本村 修二 君
1番	岡崎 丈司 君	2番	藤岡 浩文 君
3番	大野 敬 君	4番	畑田 壽 君
5番	寺迫 公裕 君	6番	柴田 壹隆 君
7番	早川 正剛 君		

### 欠席議員（なし）

### 出席説明員

町 長	神 薮 武 君	副 町 長	高 鶴 公 人 君
教 育 長	小 林 宏 明 君	総 務 課 長	尾 垣 義 次 君
企 画 課 長	中 野 慎 司 君	住 民 課 長	早 川 聡 君
産 業 課 長	竹 内 剛 君	建 設 課 長	永 峰 敏 幸 君
教 育 課 長	笹 木 雄 介 君	農 委 事 務 局 長	官 武 幸 充 君
農 委 会 長	川 上 徳 嗣 君	代 表 監 査 委 員	藤 岡 和 正 君

### 欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長	白木隆弘	君
書記	吉田悟	君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5番	寺迫公裕	君
6番	柴田壹隆	君

# 議 事 の 経 過

## (開会宣言)

議 長（土井君）

ただ今から、平成31年第1回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## (日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（土井君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 寺迫公裕君、6番 柴田壹隆君を指名いたします。

---

## (日程第2 会期の決定)

議 長（土井君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月11日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から3月11日までの5日間に決定いたしました。

---

## (日程第3 諸般の報告)

議 長（土井君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第6号から第18号までの13件であります。

次に、意見案が1件がございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、教育委員会委員長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、監査委員から、指定管理者並びに指定管理施設の監査の結果について、及び2月に実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（土井君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### （日程第4 行政報告）

議 長（土井君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（神薮君）

本日、重要案件をご審議いただくため、第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして誠に有難うございます。

昨年、12月12日の第4回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、寄付採納につきましてご報告を申し上げます。

南町内の齊藤佐智子様が2月27日に役場に来庁され、100万円の浄財のご寄付をいただきました。齊藤様は、生前主人が町に大変お世話になりました、町の振興、発展のために役立ててください、とのご寄付であります。有難く採納させていただき、齊藤様のご意志に沿って産業振興基金に積立て、有効に活用させていただく所存であります。

去る12月12日にお亡くなりになりました、故齊藤雅博様は、平成7年から3期12年間町議会議員を務められるなど、町政各般にわたり多大なご貢献をいただき、その功績が認められ、この度、特別叙勲で旭日単光章を受賞されました。

齊藤佐智子様のご健康とお幸せを心からお祈り申し上げます。次第であります。

次に、職員の新規採用につきましてご報告を申し上げます。

本年度は、平成31年度でありますけれども一般事務職2名を採用いたします。

一人目は、池川湧都さんであります。2条2丁目の池川和志さんの息子さんで、滝川高等学校を今春卒業された方です。

二人目は、沼田町在住の三浦剛司さんであります。深川西高等学校を今春卒業された方です。

お二人とも管内町村会の統一試験を優秀な成績で合格した方であり、大いに期待を申し上げます。

次に、職員の派遣ですが、企画課の浅田克将主事をこの4月から1年間、北海道総合政策部地域振興局市町村課に派遣することで道庁と協議中であり、最終的な調整を行っているところであります。

浅田主事の健康での活躍をお祈りするところであります。

次に、北海道から派遣いただきました産業課の伊賀参事が、この3月をもって2年間の派遣期間を終え、北海道へ帰任されます。

伊賀参事には持ち前の知識と豊かな経験を活かして、農地所有適格法人の設立、6次産業化の推進など、本町農業に将来必要となる業務を担当していただき、農業の振興にご尽力をいただいたところでございます。

帰任後も、健康に留意をされ、益々ご活躍されることをお祈り申し上げます。

最後に、4月より北空知圏学校給食組合に職員1名を2年間派遣いたしますが、現在、人選を進めているところでございます。

以上申し上げます。職員の動静についての報告とさせていただきます。

議 長（土井君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（小林君）

教育行政報告として、まず初めに、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、ご報告申し上げます。

まず本調査は、全国的な子供の体力・運動能力、運動習慣等の状況を把握するために国が平成20年度から、小学校では5年生を、中学校では2年生を対象に実施している調査で、調査内容は50メートル走、立ち幅跳び、ソ

フットボール投げなど、小学校 8 種目、中学校 9 種目と、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の向上に係る質問紙調査から構成されております。

平成 30 年度の本町の状況についてであります。8 ないし 9 種目の体力テストの成績を得点化したものの総和である体力合計点で見ますと、中学校男子はほぼ全国平均でしたが、小学校の男子・女子と、中学校女子は全国・全道平均を下回る結果となりました。

一方で、種目別では、小学校では 8 種目中、男子が握力とソフトボール投げの 2 種目で、女子はソフトボール投げの 1 種目で全国平均を上回りました。

また、中学校では 9 種目中、女子が反復横跳びの 1 種目で全国平均を上回りました。

このことは、平成 20 年度から始まった全国的な調査の結果を踏まえて、全校挙げて児童生徒の体力・運動能力の向上に努めてきたことや、家庭と連携した生活習慣や食習慣改善の取組が、一定の成果を挙げてきているものと考えております。

本調査の結果につきましては、児童生徒の体形や肥満度などのデータもあり、公表に当たっては十分な配慮が必要ですが、学力に関する調査同様に、地域の学校教育の状況の説明責任や学校・家庭・地域が連携して学校教育と家庭教育、地域の教育力の相互努力による体力向上の一層の充実という観点から、各種目の記録、全国を 50 とした時の数値、児童生徒質問紙の一部などについては、数値を公表したいと考えております。

しかしながら、体力や運動能力等に関する調査では、例えば、実施時期に 3 か月ほどの幅があること、実施の場所の条件が一定でないこと、計測器機や、その器具を扱う指導者の力量や技術が異なること、参加する児童生徒の運動靴や服装が一定でないことなど、学力に関する調査以上に実施条件の差異が見られることから、単に数値だけでは判断できないことも考慮する必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き小中学校における適切な運動量を確保する体育・保健体育科等の授業改善を進めるとともに、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、児童生徒の運動や健康の関心を高めてまいり所存でございます。

学校関係者や保護者の方はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。平成 30 年度全国体力・運動能力、

運動習慣等調査の報告といたします。

次に、3月1日現在における平成31年度4月からの児童生徒数、小中学校の学級編制状況についてご報告申し上げます。

小学校の全児童数は、今年度と比較して、3名増の91名で、このうち普通学級の在籍予定児童数は、1年生が20名、2年生10名、3年生19名、4年生9名、5年生が21名、6年生が8名になります。

また、特別支援学級は、知的、情緒、言語の4名、3学級になりますので、全学級数は平成30年度同様9学級編制となります。

同じく教職員数も、校長、教頭を含め教諭12名、養護教諭と事務職員がそれぞれ1名の、計14名が配置される予定であります。

一方、中学校ですが、普通学級の在籍予定生徒数は1年生が17名、3年生が13名となります。

また、特別支援学級の在籍予定生徒数は知的、情緒が3名の予定ですので、中学校の全生徒数は前年度と比較し4名増の33名となります。

なお全学級数は、情緒学級が新設されますので、4学級編制となります。これに伴い教員も2名増員され、校長、教頭を含めての教員数は9名、これに養護教諭・事務職員各1名が加わり、計11名の配置となりますが、このうち平成30年度から継続して教諭1名を町単独負担で採用、配置いたします。

以上申し上げます、教育行政報告といたします。

議 長（土井君）

以上で行政報告を終わります。

---

## **（日程第5 議案第6号「平成30年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」）**

議 長（土井君）

日程第5、議案第6号「平成30年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）



別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第6号に対しての質疑を行います。 3番 大野君。

3 番（大野君）

12ページの町債で、商工費で保養研修施設の送迎車輛更新事業ということで、まあ150万ほど減額補正されてます。で、まあ、バスは新しいバスが、これ中型のバスのあれですよ、あの、温泉のだと思うんですけども、あの、大型バスと中型バス同じデザインでゆう&ゆに停まっているところを見ますと、非常に壮観でございます。まあ新しいバスにして良かったなという感じを、私は大いにしている訳でございますけれども、ただ、まあ中身を見たわけではありません、外から見てるだけなんですけども、あの、送迎バスといいながら、何かあの、手荷物のトランクルームがちょっと小さすぎるみたいな感じもするんですね。で、こう中除くと手荷物を乗せる網棚、これも何かちょっと狭いんですわ。そんなもんで、いろんな車種やら他にもあったと思うんです、トランクルーム大きいものもあると思うんですが。

このバス、車種を選定したその経緯、あとその、大きなトランクルームを有する車種と比較、検討は行ったのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

議 長（土井君）

企画課長。

企画課長（中野君）

はい、ただ今のご質問でございますけども、ええと今回導入しましたバスにつきましては、乗車定員41人乗りの中型バスということで導入をさせていただきました。その前に大型のバスを導入してございまして、今回は現状使っておりましたスクールバスの払い下げのバスを更新するということで、中型のバスを購入をしております。で、収納スペースといいましょうか、内部の棚の部分もそうなんですけども、中型の大きさではどうしてもその収納スペースはですね、あの、バスのお腹部分っていいましょうか、寒冷地仕様

というところでどうしてもスペースは限られると、まあ、他のメーカーとも比較をしておりますけれども、まあ同様な設計（仕組み）、構造となっております。まあそういったことで中型という大きさの選定の中で、まあ当然入札、他社とも入札した結果、今回のバスの仕様となったということでご理解をお願いします。

議 長（土井君）

3 番 大野君。

3 番（大野君）

車種選定から完成までこのバスは6か月以上要するというので、まあ大変期間が長くかかるものでございますけれども、まああの、これだけの期間をして発注から完成まで出来上がるわけでございますけれども、その間、バスのトランクだとか手荷物収容能力については業者と検討したり、あるいはその、ゆう&ゆの運転を担当する人たちの意見等、こういったものは行ったんでしょうか。

議 長（土井君）

企画課長。

企画課長（中野君）

はい、当然あの、実際使用するのは秩父別温泉の現場の職員がお客様を送迎するためのものがございます。当然、内部の仕様につきましてもですね、現場で使用する方の意見等も当然伺いながら、現状のバスよりも機能的にも良いものということで検討させております。まあどうしてもその、大型バスはですね、お腹の部分等、収納、合宿等で使用する場合も多いんですけども、まあ収納スペースは比較的大きなスペースを取ること出来るんですが、どうしてもこの中型、41人の大きさになりますとバスの構造上ですね、どうしてもあの程度のスペースしか取れないということでございます。まあ、人数、その利用者の人数ですとかお客様の利用ニーズに応じて、バスの送迎も検討しながらより良い運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

3 番（大野君）  
分かりました、はい、結構です。

議 長（土井君）  
6 番 柴田君。

6 番（柴田君）  
11ページの寄付金についてお伺いします。  
ふるさと納税、8,500万補正を組みまして5億5,500万というふうに見込んでおりますが、これに対する返礼品の金額と、そのパーセント、返礼品のパーセントを教えてください。

議 長（土井君）  
総務課長。

総務課長（尾垣君）

ふるさと納税の返礼品についてのご質問でございますけれども、今回、歳入のほう5億5,000万ということで補正をしてございますが、歳出につきましては返礼品の関係、補正をしてございません。

何故かと申し上げますと、4月以降に発送する分が非常に多いということで、3月発送分までの予算につきましてはこれまで見てございましたので、その中で組んでいるという状況でございます。

議 長（土井君）  
6 番 柴田君。

6 番（柴田君）  
返礼品のその、まだ金額は確定していない、それじゃあ返礼品のパーセントも、したら確定していないということですか。

議 長（土井君）

総務課長。

総務課長（尾垣君）

返礼品のパーセントにつきましては、この11月1日に寄付金額を上げることで返礼品の割合を30パーセント以内に収めるということをしてございます。

ただあの、それ以前につきましては若干30パーセントを超えている部分もございましたので、トータルで幾らになるかということにつきましては、まだあの、寄付金額も確定してございませんので正確には算定をしていないところでございます。

議 長（土井君）

6番 柴田君。

6 番（柴田君）

総務省からは30パーセント以内ということなんですが、31年度に向けては30パーセント以内に収めるということで理解して良いですか。

議 長（土井君）

総務課長。

総務課長（尾垣君）

11月1日時点で全て返礼品3割以内に収めてございますので、31年度予算につきましてもそのような形での予算組みをしてございます。

議 長（土井君）

8番 本村君。

8 番（本村君）

16ページ、3項、1目、13節、宅配食事サービスについて伺いたいと思いますけれども、このサービスについてはまあ、まだ始まったばかりというか、という施策でありますけれども、これらについてはまあ、この宅配サ

ービスによって大変喜ばれている方もいらっしゃるというふうに思っておりますけれども、まああの、初めてということもありますので、なかなかその事を知らない方もいるのではないかなというふうに思いますが、それらの周知の仕方、またあの、そういう声掛けの仕方がどうであったかということもお伺いしたいと思っておりますし、また、利用者の件数等についてちょっとお願いをしたいと思っております。

議 長（土井君）  
住民課長。

住民課長（早川君）

ただ今の質問にお答えいたします。

まず周知方法ですけれども、一応、広報等において周知はいたしてございますし、町内会長会議等においても周知をさせていただいております。更には保健師等の介護の相談等におきましても、積極的に宅配食事サービスのPRの方を行っております。

次に利用者の関係ですけれども、当初見込みの予定では10名の利用者ということで見込んでございましたけれども、実際、事業の実施をいたしまして人数の方は10名の方という実績がございますけれども、今般、マイナスの補正をさせていただいた経緯につきましては、一週間の利用の頻度、または一日の利用の頻度、これが見込みより少なくなったということで減額の補正をさせていただいた経緯となっております。

議 長（土井君）  
2番 藤岡君。

2 番（藤岡君）

16ページの20節、タクシー助成についてちょっと伺いしたいと思っております。

今年度、補助が9割補助ということになって、60歳から60枚のチケットが配布されて利用できるようになって、大変あの、まあこの数字見てもまあ何ていいますか、嬉しい悲鳴といいますか、有難い施策だなというふうに

あの、考えておりますけども、何でしょ、使われる方、使えない方、まああの両極端という表現はおかしいのかもしれませんが、特にあの、農村地区の遠方に住まわれてる方は本当にあの、もう足りないようなお話も良く聞かさせていただいているんですが、市街地区に住まわれている方は、まあ、ほとんど使わないんだよね、というようなことであの、なかなかあの、平均に使っていただくような施策にはなっていないというのは、これはまああの、住まわれる条件によって、いろいろそういう部分も当然あるかと思いますが、いろいろお年寄りにお話を伺ってますと、2枚切られたよとか3枚切られたよとかっていう話もちらほら聞こえているんです。まあその辺が当人からの、もう少し詳しくお話を伺えば良かったんですけど、えーとちょっと不思議に思った部分がありました。この次会った時にはもう少し詳しく伺っておきたいなと思うんですが、今あの、私もチケットいただいて何回か利用させていただいているんですが、あの、金額を多分、記入する欄と、何でしょうか、個人ごとの番号が振ってあるチケットがタクシー会社から、多分上がってくるんだと思うんですが、その辺の管理っていいですか、報告がちゃんとこう、役場の方で適正に行われているのかどうかっていうところは、ちょっと心配な部分が出てきてまして、まあ、乗った人は運転手からこう請求された部分で、当然1割100円なり200円というところで支払うんでしょけれども、その辺、会社の方からこう上がってくる伝票っていいですか、その辺が上手くちゃんと管理されているのかどうか、その体制がどうなっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

議 長（土井君）

住民課長。

住民課長（早川君）

ただ今のご質問の関係ですけども、タクシー会社から請求等上がってくる時には、タクシー会社にお渡ししてるチケットの半券と、そして一覧表が返ってまいります。そのタクシーの半券等をうちの方ではパソコン等で一覧表にいたしまして、番号と金額をすべて把握をさせていただいてございます。その中でまあ、交付する時に番号とお名前が一致いたしてございますので、どなたが何月何日に何ぼの金額を乗ったかというのを一覧でうちの方では、

一応、把握をさせていただいて管理をさせていただいているところでございます。

議 長（土井君）

2 番 藤岡君。

2 番（藤岡君）

大変ご苦労なことだと思いますが、一応、基本的にはという理解しか私のほう、まだしてないんですが、町内で利用する限り個人の1割負担で良いよというチケットの利用の仕方だというふうに思ってるんですが。

あの、例えばタクシー5人、その内ドライバー1人ですから4人定員乗られますよね。で、1人はタクシーチケットが使える方、他はあの、まだ対象にならない方だとかそういう混在したお客さんを乗せて、こうぐるっと回ったりする場合も当然あるんだと思います。例えば何ていったら良いのかな、当事者が一番最後に降りるんなら良いんでしょうけども、早い段階で降りられて、あとは対象にならない方が乗ってたとかっていうところの、そういう利用の仕方のもう少しあの、厳格などいいますか、余り厳しくすると利用が減る可能性もあるんですが、そういう所の規約的なものとかね、今後あの、詰めて行く必要もあるんでないかなというふうなこともちょっと気になったもんですから。

それとあの、よくあの、深川の市立病院に、町内診療所ではちょっと間に合わないんで、深川に通いたいのでなんとかならないですか、とかいう意見もたくさん伺ってます。そういう時はどうしているの、というふうに聞いたんですけども、秩父別境で1回切ってもらってそこからは通常料金で払っているというようなお話でした。そういう使い方が本来のチケットの趣旨で良かったのかという部分もちょっと気になりましたので、その辺もあの、分かりましたら教えていただければと思います。

議 長（土井君）

住民課長。

住民課長（早川君）

ただ今のご質問ですけれども、当初このタクシーの制度設計をいたした時には、一乗車につき一枚の設定、そして自宅から買い物先で一枚、買い物先からまた自宅に帰る時に一枚という想定で、この制度を発足をさせていただいてございます。ただ、制度の発足以来、まあ1年、2年と経過してくる中でいろんな使い方をされてる方がいるというふうに、今、お伺いをさせていただいたところでございますし、若干、そういうお話も伺いしてございます。

まあちょっと、当初のうちの想定と違う使い方をされている方も大分増えてきたということもあり、来年度におきましては制度の設計の見直しを、今、検討しているところであり、また、高額の、まあ通常だと町内ですと一乗車3,000円を超えることは想定していないんですけども、3,000円を超えるものが出てきている現状からすると、使い方に問題が出てきてるんじゃないかということも承知もさせていただいてございます。

それらを含めて来年度4月からの使用については、若干見直しをさせていただきたいと、検討させていただきたいと、今、思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長（土井君）

2番 藤岡君。

2番（藤岡君）

はい、有難うございます。いずれにしてもあの、お年寄りにしてみれば交通事故の関係ですとか、あるいは飲酒運転の撲滅とか、あるいは免許の早期返納ですか、そういうあの、良い効果が期待できるという部分ですので、よく検討していただいて適正な利用、利用者に対しても納得した使い方が出来るように今後努めていただければと思います。

有難うございます。

議 長（土井君）

8番 本村君。

8番（本村君）

ええとあの、私もちょっとタクシーに関してちょっとお伺いをしたいんで



すが、あのまあ、私も数年前にタクシーの助成をしていただきたいということをお願いをした立場でもありますし、このように行政としてもですね、本当にあの、1割負担で助成をしていただけるようになったということで、本当に喜ばしい事だというふうに思っております。

当時はまあ、一業者さんがおられたわけでありましてけれども、まあ、今は二業者さんということでもあります。まあ、ええとですね、その今もいろんな設計の話が出ましたけれども、この業者さんについてなんですが、例えば、地元の業者さんでなければならぬとか、まあどこの業者さんでも来られて、あのまあ、助成を受ける形っていうのは、町としてどういうふうにお考えでいるのかちょっと伺いたいと思います。

議 長（土井君）  
住民課長。

住民課長（早川君）

当初、三共ハイヤーさん一社のみでございました。昨年、新星ハイヤーさんが本町に事務所を作るということで一社を増加させていただいてございます。

まず、このタクシーチケットの利用できる業者というのはこちらの方で、一応、選定をさせていただいてございます。それが三共ハイヤーさんであり新星ハイヤーさんというふうになってございます。

従いまして深川のハイヤーさんがうちの町に来て、そのチケットを使って使用してその金額というふうには、うちのほうは想定をしていない状況で、今あります。

以上です。

議 長（土井君）  
8番 本村君。

8番（本村君）

今、町が指定をするということではありますが、その指定に当たっての決まりっていうか、考え方のなんか項目っていうのはあるんですか。

例えば、新星さんは秩父別に事務所を開いたということではありますが、まあそれが、事務所がちゃんとあるから認めたのか、それとも社長さんが秩父別の方だということなのか、例えば、三共さんは元々は営業所は秩父別にありましたけども、今は営業所が無い形になりますけれども、その辺はどういうふうな捉え方をしているのかちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（土井君）  
町長。

町 長（神薮君）

本村議員のご質問でありますけれども、当初はですね、三共ハイヤー、うちに事務所がありましたよね、で、途中で妹背牛の方に行っちゃったんですけども、その時点で新星ハイヤーさんは無かったんですよね。ですからまあ、そのまま引き継いでうちに事務所無いんですけども、三共ハイヤーさんには引き続いてお願いをしておりましたし、社長さんのお話ではいずれは秩父別町に事務所を持ってくると、まあそういう話、大分前ですけどね、それから全然音沙汰はないんですけども、まあそんなことで、まあ新星ハイヤーさんが出来たから三共ハイヤーさんが辞めても良いわ、というそんなことにもならないと思いますので、あの、そちらの方よりもやっぱり事務所を今度ね、三共ハイヤーさんにうちの方に持って来るように働きかけた方が良いのかなど、そんなことであの、移住定住だとかいろんな事から考えましてね、タクシー会社が無くなるというのは、やはりあの、田舎っていいですかね、そういうことになっちゃうんで、タクシー、ハイヤーさんが、会社があるということがやはり、外部的にも良いんでないかなとそういうことで、今のところは二社ということにしてございます。

よろしく願いいたします。

議 長（土井君）  
8 番 本村君。

8 番（本村君）

私もですねあの、今、町長がお話ありましたように、やはりあの、出来る

ものであればやっぱり事務所を、三共さんも秩父別に置かれた方が良いという思いもありまして申し上げました。

またあの、会社がやっぱり二社あることによって、以前よりはやっぱりその、同じ時間に乗りたい方が、利用したい方がいても、やっぱり二社あることによって、やっぱり利用も良くなったというふうに思いますので、今後ともそういう形をお願いをしたいというふうに思います。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。ないようですのでこれにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決いたしました。

午前11時10分まで休憩をいたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

再開いたします。

---

### **（日程第6 議案第7号「平成30年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」**

議 長（土井君）

日程第6、議案第7号「平成30年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第7号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第7 議案第8号「平成30年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」）**

議 長（土井君）

日程第7、議案第8号「平成30年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第8号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第8 議案第9号「平成30年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」）**

議 長（土井君）

日程第 8、議案第 9 号「平成 3 0 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第 9 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 9 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第 9 議案第 10 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」）**

議 長（土井君）

日程第 9、議案第 1 0 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第 1 0 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

討論については、希望者がいないと思いますので直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第10 議案第11号「秩父別町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例の設定について」)**

議 長 (土井君)

日程第10、議案第11号「秩父別町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長 (土井君)

これより、議案第11号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第11 議案第12号「平成31年度秩父別町一般会計予算について」、**

**日程第12 議案第13号「平成31年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、**

**日程第13 議案第14号「平成31年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、**

**日程第14 議案第15号「平成31年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、**

**日程第15 議案第16号「平成31年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、**

**日程第16 議案第17号「平成31年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」)**

議 長（土井君）

日程第 1 1、議案第 1 2 号「平成 3 1 年度秩父別町一般会計予算について」、  
日程第 1 2、議案第 1 3 号「平成 3 1 年度秩父別町国民健康保険事業特別  
会計予算について」、

日程第 1 3、議案第 1 4 号「平成 3 1 年度秩父別町後期高齢者医療特別会  
計予算について」、

日程第 1 4、議案第 1 5 号「平成 3 1 年度秩父別町介護保険特別会計予算  
について」、

日程第 1 5、議案第 1 6 号「平成 3 1 年度秩父別町農業集落排水事業特別  
会計予算について」、

日程第 1 6、議案第 1 7 号「平成 3 1 年度秩父別町簡易水道事業会計予算  
について」、

以上の 6 つの案件を一括議題といたします。

審議に先立ちまして、町長から平成 3 1 年度秩父別町予算編成方針を伺い  
ます。 町長。

町 長（神薮君）

別紙「平成 3 1 年度秩父別町予算編成方針」により朗読

議 長（土井君）

以上で、平成 3 1 年度秩父別町予算編成方針を終わります。

続きまして、各会計の概要について説明を求めます。

最初に、一般会計予算について説明をお願いします。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。 住民課  
長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、農業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第12号から議案第17号までの6件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと存じます。これにご異議ありませんか。（異



議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、本案件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

---

**(延会宣言)**

議 長 (土井君)

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、3月8日午後4時から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦勞様でした。

延 会 午前 11時55分